

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の兼業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、次に掲げる職を兼ねる場合をいう。

- (1) 商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体で、会社法（平成17年法律第86号）上の会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を営む団体（以下「営利企業」という。）の役員、顧問若しくは評議員の職又は当該営利企業の職を兼ねること。（以下「営利企業の兼業」という。）
 - (2) 職員が、自己の名義で営利企業を営業すること。（他人名義であっても、本人が営利企業を営業していると客観的に判断される場合を含む。以下「自営の兼業」という。）
 - (3) 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公立大学法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等及び法人格を有しない団体（以下「営利企業以外の団体」という。）の役員の職又は当該営利企業以外の団体の職を兼ねること。（以下「営利企業以外の団体の兼業」という。）
 - (4) 公立の学校、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、専修学校、各種学校及びこれらの教育施設で教育に関する事業又は事務の職を兼ねること。（以下「教育に関する兼業」という。）
 - (5) 法律、政令又は条例等により、国若しくは地方公共団体の行政機関又はこれらに設置されている審議会等の非常勤の職を兼ねること。（以下「行政機関等の兼業」という。）
- 2 この規程において「診療支援」とは、理事長が定める医療機関に対する医師による診療技術の提供その他の支援をいう。
- 3 この規程において「特別な利害関係」とは、物品購入、工事等に係る契約関係、それらに対する検査、監督等の監督関係等の権限行使の関係をいう。
- 4 前項の契約関係の存否は、当該契約についての決裁への参画の有無により判断する。

(営利企業の兼業)

第3条 職員は、次に掲げる場合で、あらかじめ兼業許可申請書（別記様式）を提出し、理事長の許可を受けたときに限り、営利企業の兼業に従事することができる。

- (1) 営利企業付設の診療所の非常勤医師等、営利企業の営業に直接関与しないものである場合
- (2) 営利企業付設の教育施設、研修所、研修会、文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- (3) 法律、政令又は条例等により、学識経験者から意見聴取を行うことを義務付けられている場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める場合

(自営の兼業)

第4条 職員は、相続、贈与等により農業、畜産業等の事業又は不動産の賃貸の事業を家業として継承した場合を除き、自営の兼業に従事することができない。

(営利企業以外の団体の兼業等)

第5条 職員は、あらかじめ兼業許可申請書（別記様式）を提出し、理事長の許可を受けることにより、営利企業以外の団体の兼業、教育に関する兼業及び行政機関等の兼業並びに診療支援に従事することができる。

(兼業等の許可期間)

第6条 営利企業の兼業、自営の兼業、営利企業以外の団体の兼業、教育に関する兼業及び行政機関等の兼業並びに診療支援（以下「兼業等」という。）の許可期間は、原則として1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職に就く場合には、4年を限度とする。

2 前項の許可期間は、更新することができる。

(兼業等の許可基準)

第7条 理事長は、職員からの兼業等の許可申請に対し許可をするときは、次に掲げる基準によるも

のとする。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない場合
- (2) 職員の職との間に特別な利害関係がなく、又は生ずるおそれのない場合
- (3) 職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれのない場合
(許可内容の変更及び許可の取消し)

第8条 職員は、この規程の規定により許可を受けた兼業の内容に変更があった場合には、改めて理事長の許可を受けなければならない。

2 理事長は、この規程の規定により許可した兼業等が、前条各号に規定する基準に適合しなくなつたと認める場合、又は当該許可に係る申請の内容が事実と異なると認める場合には、その許可を取り消すことができる。

(兼業等に従事する時間)

第9条 兼業等は、所定の勤務時間外に従事するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が公益性の高い、又は地域社会への貢献を主たる目的とする兼業等を行おうとする場合であらかじめ理事長の許可を得たときは、所定の勤務時間内に兼業等に従事することができる。

(報酬等の額)

第10条 兼業等に対する報酬等の額は、社会通念上合理的なものでなければならない。

(給与の取扱い)

第11条 第9条第2項の規定により所定の勤務時間内に兼業等に従事した場合においては、地方独立行政法人職員給与規程（平成21年10月1日制定）第64条の規定により、その従事した時間（兼業先との往復時間を含む。）の給与を減額する。

(法人の免責)

第12条 兼業等による事故及び災害等については、法人は、一切その責任を負わない。

(報告)

第13条 理事長は、必要に応じて、兼業等の許可を与えた職員に兼業等の実施状況の報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月24日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年11月4日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

兼業許可申請書

年 月 日

（宛先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

申請者 所 属
職員番号
氏 名

地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員兼業規程第3条又は第5条の規定に基づき、以下のとおり兼業の許可を申請します。

兼 業 時 間	<input type="checkbox"/> 勤務時間内 <input type="checkbox"/> 休暇又は勤務時間外
兼 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 期間中 日（勤務日）
	時 分から 時 分まで
兼 業 先	<input type="checkbox"/> 桑名市 <input type="checkbox"/> 国（団体名） <input type="checkbox"/> 市町村（団体名） <input type="checkbox"/> 教育機関（学校名） <input type="checkbox"/> その他（団体名）
	所在地（ ）
報 酬	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 交通費等実費（ 円） <input type="checkbox"/> あり（ 時間 円）
兼 業 状 況	<input type="checkbox"/> 現在兼業していない。 <input type="checkbox"/> 現在定期的に兼業を行っている。 (内容)
兼 業 の 内 容	